

和木町社会福祉協議会職員の定年に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人和木町社会福祉協議会（以下「町社協」という）職員の定年退職並びに定年後の勤務について定め、職員のモラルの向上と町社協の発展に資することを目的とする。

(定年による退職)

第2条 職員は定年に達した時は、定年に達した日以降における最初の3月31日に退職する。

(定 年)

第3条 職員の定年は次の通りとする。

- 1 事務局長の職にある者 満65歳
- 2 事務職員並びに地域活動専門員の職にある者 満60歳

(定年後の再雇用)

第4条 町社協会長は定年に達した職員が再雇用を申し出た時は、次の通りとする。

<再雇用基準>

協力して業務を遂行する意欲と能力があり、健康面に問題がない者。

<再雇用期間>

- ①事務局長の職にある者が定年に達した時は、定年退職の翌日から1年毎の雇用契約で再雇用することが出来る。ただし、再雇用は5年を限度とする。
- ②事務職員並びに福祉活動専門員の職にある者が定年に達した時は、定年退職の翌日から1年毎の雇用契約で再雇用することが出来る。ただし、再雇用は5年を限度とする。

附則

この規程は平成9年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成22年4月1日から施行する。